

(続紙 1)

京都大学	博士 (農 学)	氏名	丸 健
論文題目	EU加盟がトルコ共和国アダナ県の農業・農家経済に及ぼす影響に関する経済学的研究—女性労働慣習制約を考慮に入れて—		
<p>(論文内容の要旨)</p> <p>トルコのEU加盟は、早ければ、2015年に承認される可能性があり、EU共通農業政策（直接所得支持政策）への移行にともなう農業部門への影響が懸念され農家や地域経済への影響評価の必要性が高まっている。</p> <p>一方、トルコはイスラム国であり、女性の労働を制約する社会慣習が存在すると指摘されているが、それが事実なら、農業政策の変更にともなう農家経済、食料の安全保障への影響を評価する際に、この点を考慮した分析が必要となる。</p> <p>本論文は、このような問題を背景にして、トルコのEU加盟が農業、農村、および、農家経済におよぼす影響を、アダナ県における農村家計調査の結果を用い、女性の労働を制約する社会慣習を考慮に入れて検証しようとしたものである。</p> <p>本論文は、全8章から構成されており、序章では課題の背景、研究課題、本論文の構成についての説明が、2章では、EU農業政策の概要、トルコおよびアダナ県における農業について説明し、トルコのEU加盟が農業におよぼす影響に関する文献のレビューが行われる。そして、以下で説明する3章～7章において本論文の核心部分である具体的な研究課題についての分析が行われた後、最終の8章で、主要な分析結果の要約と政策的含意が述べられる。</p> <p>3章では、EU加盟にともなうトルコ農業への影響を推測するために、農家経済調査により収集したデータを用い、調査地の主要作目（小麦、メイズ、柑橘類、牛乳など）の実質・均衡為替レートにもとづく国内資源費用（Domestic Resource Cost;以下DRC）を推計し、CAPのSAPSへの統一シミュレーションを行うことによって国際競争力の有無を検証している。その結果、直接所得補償方式が導入されれば、小麦を含めた食用穀物、および、柑橘類は域内競争力を持ちうるが、酪農は、とくに、灌漑地域において負の影響を被ることを明らかにしている。</p> <p>次に、4章においては、既存の統計資料と、独自の農家経済調査、および、農村社会調査により収集した記述統計を用いて、女性労働を制約する社会慣習の実態を解明している。統計資料、および、文献の分析では、トルコ農村部の労働市場において、男性は農業および非農業双方に従事する傾向があるが、女性の場合は、社会慣習の影響で農業に限定される傾向があることを見出している。また、農家経済調査と農村社会調査から、調査地域において、女性は主として生産性の低い畜産に従事し、耕種作への労働参加が見られないことから、社会慣習が畜産から生産性の高い耕種作への女性労働の移行を阻害していると述べている。</p> <p>4章での観察事実を踏まえ、5章では、女性の労働参加制約による農業生産性への影響について、生産関数分析の手法を用い、農業労働の限界生産力と賃金水準の均等化を検定することにより、効率的な女性労働の配分が阻害されているか否かの検証をおこなっている。分析結果は、限界生産力と賃金率の均等化仮説を棄却できないというものであり、調査地域の農家は、女性労働を効率的に利用しており、女性労働を制</p>			

約する社会慣習の影響は認められないと結論付けている。

次に、第6章では、トルコのEU加盟が農家の女性による家事以外の労働参加におよぼす影響が、社会慣習制約が効いた場合、どのように変化するかについて、ハウスホールド・モデルにもとづくシミュレーションを行っている。分析結果は、EU加盟により畜産の縮小が進行し、女性労働を制約する社会慣習が労働供給を制約した場合、経営環境が改善される耕種作への女性労働の移行が制限されることにより、女性労働を多く保有する農家はEU加盟の恩恵を受けにくいことが示している。

7章では、上記のハウスホールド・モデルと農家経済調査の資料から作成した農村の社会会計行列（Social Accounting Matrix）表をもとにCGEモデルを構築し、社会慣習制約が効いている場合とEU加盟後に制約が消失する場合、それぞれについて、EU加盟が農家の女性の労働参加におよぼす影響について、生産量、生産利潤と等価変分を基準にシミュレーション分析を行っている。この分析は、女性労働を制約する社会慣習の存在は、耕種部門の生産利潤を減少させる一方、制約が消滅すると、生産量、利潤、等価変分のいずれもが増大することを明らかにしている。しかし、分析の結果は、同時に、この社会慣習の制約による利潤や等価変分の減少は、EU加盟による、これらの指標の増加分に比較すると有意に小さいことも示している。

最後の8章では、以上の分析結果を総合し、EU加盟が、農家経済の改善、および、農家世帯の厚生水準の向上におよぼす影響は、とくに、灌漑地域において、女性の労働供給を制約する社会慣習の負の影響を差し引いて余りあるほど大きいと結論付け、それを踏まえた政策的含意、および、今後の研究課題が述べられている。

注) 論文内容の要旨と論文審査の結果の要旨は1頁を38字×36行で作成し、合わせて、3,000字を標準とすること。

論文内容の要旨を英語で記入する場合は、400～1,100 wordsで作成し
審査結果の要旨は日本語500～2,000字程度で作成すること。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、目覚ましい経済発展を遂げたものの、依然として農業が重要な役割を果たしているトルコを対象に、EU加盟にともなう共通農業政策の実施がおよぼす農業・農村への影響を、独自の農家調査により収集した資料と、DRCアプローチやCGEモデル分析の手法を適用することによって、予測しようとしたものである。本論文の評価される点は、以下の通りである。

1. EU加盟がトルコ農業におよぼす影響については、すでに、一般均衡モデルを用いた研究があるが、これらは、方法論上の問題点が数多く指摘されている上、生産技術的側面における外生的変化が農家レベルの生産性、収益性におよぼす影響を推測するには不適當であること、物価上昇率や均衡為替レートからの乖離を考慮にいていないなどの問題点を含んでいる。本論文、3章では、DRCアプローチを援用することにより、これらの問題点を克服し、EU加盟によりSAPSが導入された場合には、域内競争力が無いとされてきた小麦に関して競争力を取り戻すこと、畜産部門が、とくに、灌漑地域において、負の影響を強く受けることを示している。この点は、既往研究によるシミュレーション分析の結果とは異なるものであり、実質均衡為替レートを通じた生産要素のシャドウ・プライスへの影響を考慮することで、EU加盟の農業への影響予測が異なり得ることを示した点は、オリジナルな学問的貢献と言える。

2. トルコにおける女性の労働を制約する社会慣習の存在については、社会学、人類学の分野の研究により指摘されているが、それが、農業生産における女性労働の効率的配分に影響するか否かについての研究は皆無であった。本論文では、4章で、統計資料、文献に加えて、独自に農村調査を実施し、女性労働に関する社会慣習が存在することを示唆する証拠を提示し、5章で、この社会慣習の存在を前提としたハウスホールド・モデルを分析枠組みとした生産関数分析の手法を用い、女性労働の需要面での社会慣習制約が、女性労働の効率的資源配分を阻害しているとは言えないという結論を導き出している。以上の研究は、ジェンダーギャップが農業の生産性におよぼす影響を論じた、トルコに関する初めての研究であり、その学問的意義は大きい。

3. 5章では、資料の入手が困難であることから、女性労働の供給面での制約は考慮されていなかった。6章、7章の分析は、女性労働の供給制約が存在し、制約が効いていることを仮定したハウスホールド・モデルを基礎とした村の社会会計表(SAM)を作成し、CGEモデルによるシミュレーション分析を行い、女性労働の社会慣習制約が効いていることによる、農家の利潤、厚生水準への負の効果は、EU加盟による農業政策変更の正の効果に比べればわずかであることを示している。使用されたCGEモデルの枠組み自体は既往研究のそれと大きな違いは無いが、女性労働の社会慣習制約をハウスホールド・モデルに組み込んだモデル分析は、これが初めてである。また、EU加盟については、宗教・文化の違いによる摩擦を巡って、トルコ

国内でも賛否両論があるのだが、EU加盟後も女性労働に関する社会慣習が残存し、生産を制約したとしても、農業生産や農家経済におよぼす正の効果に比べれば、その影響が相対的に小さいという分析結果は、EU加盟を巡る政策論に一矢を投じるものと言えよう。

以上のように、本論文は、トルコによるEU加盟にともなう農業・農村政策の変更が、農業や農家におよぼす影響を、トルコにおける農村の女性労働を制約する慣習を考慮に入れて推測しようとしたものであり、ハウスホールド・モデルに女性労働の制約慣習を組み込んだモデルは独自性が高く、分析結果は、実践的にも有用なものである。これら一連の成果は、農業経済学、農村発展論、および、食料政策論の発展に寄与するところが大きい。

よって、本論文は博士（農学）の学位論文として価値あるものと認める。

なお、平成 25 年 12 月 18 日、論文並びにそれに関連した分野にわたり試問した結果、博士（農学）の学位を授与される学力が十分あるものと認めた。

また、本論文は、京都大学学位規程第 14 条第 2 項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

注) 論文内容の要旨、審査の結果の要旨及び学位論文は、本学学術情報リポジトリに掲載し、公表とする。

ただし、特許申請、雑誌掲載等の関係により、要旨を学位授与後即日公表することに支障がある場合は、以下に公表可能とする日付を記入すること。

要旨公開可能日： 年 月 日以降（学位授与日から 3 ヶ月以内）